

# 地震に備えよう

## 耐震化の助成制度を紹介

1月1日に発生した令和6年能登半島地震では、家屋の倒壊などで多くの犠牲者が出ました。区民の皆さまの命を守るため、区はハード・ソフトの両面から徹底した防災対策「攻めの防災」をさらに強化・加速していきます。

区が進める「攻めの防災」はコチラ



▲区ホームページ「ねりま区報2月21日号」

### 住宅<sup>※1</sup>の耐震化



**旧耐震基準の住宅**

**対象** 次に当てはまる住宅  
 昭和56年5月31日以前に建築

**最大164万円の助成<sup>※2</sup>**

**この地域では**  
 密集事業実施地区(貫井・富士見台、桜台東部)、防災まちづくり推進地区(田柄、富士見台駅南側、下石神井)

**最大320万円の助成<sup>※2</sup> 大幅に拡充**

**NEW 新耐震基準の木造住宅**

**対象** 次の全てに当てはまる住宅  
 昭和56年6月1日～平成12年5月31日に建築  
 木造住宅 ※在来軸組工法(基礎はコンクリート造)。  
 平屋または2階建て

**最大164万円の助成<sup>※2</sup>**

詳しくは区ホームページ

※1 延べ面積の半分以上を住宅の用途が占めるもの。  
※2 耐震診断・実施設計・耐震改修工事の上限額で算出。助成率あり。

**まずは自宅の耐震性を調べよう!**  
**簡易耐震診断 無料**

耐震化のアドバイスや助成制度について説明します。  
 ▶**申込:**区ホームページまたは区民事務所(練馬を除く)や防災まちづくり課(区役所本庁舎15階)にある申込ハガキを記載の申込先へ ▶**問合せ:**耐震化促進係 ☎5984-1938

耐震診断実施設計 → 耐震改修工事 → 除却工事<sup>※3</sup> → 建て替え工事<sup>※3</sup>

※3 密集事業実施地区と防災まちづくり推進地区の旧耐震基準の住宅のみ。



▲令和6年能登半島地震で亡くなった方の約4割が倒壊した建物の下敷きになったことなどによる「圧死」でした。また、「2000年基準」を満たさない木造住宅が数多く倒壊しました。

**旧耐震基準と新耐震基準とは**

地震の多い日本では、建築基準法が繰り返し改正され、耐震基準が強化されてきました。昭和56年の大改正により、初めて大地震に対する耐震性能の内容が盛り込まれ、これ以前を「旧耐震基準」、以降を「新耐震基準」と呼んでいます。

昭和25年	昭和56年	平成12年
旧耐震基準	新耐震基準	2000年基準(現行の耐震基準)
施行建築基準法	大改正建築基準法	改正建築基準法

### 一般緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化



**対象** 次の全てに当てはまる建築物  
 昭和56年5月31日以前に建築  
 一般緊急輸送道路の沿道建築物(建物が倒壊したときに道路幅を半分以上ふさいでしまう恐れのあるもの)

**最大6904万8000円の助成**  
 ※延べ面積1,500㎡で算出。  
 ※延べ面積などによる上限額あり。

詳しくは区ホームページ

まずは事前相談 → 耐震診断 → 実施設計 → 耐震改修工事 除却工事 建て替え工事

助成率を拡充

**一般緊急輸送道路とは**

地震発生時にふさがらないようにする必要がある道路です。震災時の救急救命・消火活動、物資の輸送、復旧復興の生命線であり極めて重要です。



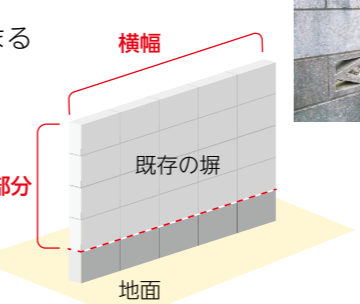
青：一般緊急輸送道路

### 危険なブロック塀などの撤去

助成を希望する方は、事前にお問い合わせください。  
 ▶**問合せ:**防災調整係 ☎5984-2438

**対象**  
 倒壊の恐れがあり、次の全てに当てはまるコンクリートブロック塀など  
 区内の道路などに面している  
 地上部から高さ80cm以上ある  
 工事契約の締結や撤去をしていない  
 撤去後の高さが60cm以下である

地震で倒壊の恐れも!



撤去する部分

詳しくは区ホームページ

**ブロック塀撤去後は緑化しませんか?**

▶**問合せ:**協働係 ☎5984-2418

	主な助成要件	助成限度額
生け垣化	道路に面した部分に連続して1m以上設置	1万2000円/㎡
低木等緑化	緑化部分が1m以上道路に面していて、緑化面積が1㎡以上	9,000円/㎡
緑化に伴うブロック塀撤去	助成対象となる緑化に伴う撤去	1万1000円/㎡

詳しくは区ホームページ


### 自宅の危険箇所を知ろう 防火防災診断 無料

区職員と消防署員がご自宅を訪問し、火災や地震、家庭内の事故で被害が発生する危険性を診断します。危険性が認められた場合は、家具転倒防止器具をお渡しします。 ▶**問合せ:**区民防災課区民防災第二係 ☎5984-1654 FAX 3993-1194

**対象** 次のいずれかに当てはまる世帯  
 65歳以上の方がいる  
 介護保険の要介護・要支援の方がいる  
 障害のある方などがいる  
 ※すでに利用した世帯は申し込みません。

**防火防災診断の流れ**

- 1 まずは電話で区民防災課へ申し込み ☎5984-1654
- 2 区職員と消防署員が訪問し、ご自宅を診断
- 3 結果に応じて家具転倒防止器具をお渡しします



### 防災用品をそろえよう

防災用品をあっせん価格で購入できます。詳しくは、区ホームページやパンフレットをご覧ください。 ▶**パンフレットの配布場所:**区民事務所(練馬を除く)、地区区民館、区民情報ひろば(区役所西庁舎10階)、区民防災課(同本庁舎7階)、防災学習センターなど ▶**問合せ:**防災学習センター ☎5997-6471

**避難セット ▶1万1220円**  
 飲料食品や救急用品のセットです

**家具転倒防止器具 ▶7,667円**  
 家具を傷つけずに簡単に取り付けられます





### 水害にも備えよう

**5/18(土) 水防訓練**

区や消防署などが行う水害を想定した訓練を見学できるほか、土のう作り体験などができます。  
 ▶**日時:**5月18日(土)午前10時～正午 ▶**場所:**城北中央公園都民の森  
 ▶**申込:**当日会場へ ▶**問合せ:**区民防災第二係 ☎5984-2605

**Aはしご車VR(仮想現実)防災体験車に乗ってみよう**

▶**対象:**A3歳児以上 ※未就学児は中学生以上の方同伴。B小学生以上 ▶**時間:**午前10時～正午 ▶**定員:**A30組B160名(抽選) ▶**申込:**区ホームページまたはハガキで①催し名(A/Bの別も)②郵便番号③住所④氏名(ふりがな)⑤電話番号⑥参加人数(Aは2名まで)を、5月2日(必着)までに〒176-8501 区役所内区民防災第二係へ



### 雨水浸透施設・雨水タンクの設置費用などを助成

河川や下水道に流れる雨水を減らし、浸水被害を軽減する「雨水浸透ます」などの設置費用を助成します。併せて「雨水タンク」を購入する場合、購入費用の一部を助成します(雨水浸透施設の設置が困難な場合、雨水タンクの購入のみも可)。申し込み方法など詳しくは、設置・購入前に区ホームページをご覧ください。 ▶**対象:**敷地面積が500㎡未満の敷地の所有権または借地権がある方 ※他にも要件があります。 ▶**助成額:**雨水浸透施設…40万円まで(うち、付帯工事は10万円まで)、雨水タンク…購入価格の半額(2万5000円まで) ▶**問合せ:**総合治水係 ☎5984-2074

